

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月12日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 ミナトエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 MINATO ELECTRONICS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 若山 健彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長兼社長室長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長兼社長室長 門井 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第 1 四半期累計期間	第59期 第 1 四半期連結 累計期間	第58期
会計期間	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日
売上高 (千円)	275,004	602,034	1,288,189
経常損失 () (千円)	22,771	14,397	33,297
四半期(当期)純損失 () (千円)	27,095	15,739	35,742
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		15,101	
純資産額 (千円)	667,316	933,043	799,283
総資産額 (千円)	1,646,596	2,296,596	1,786,637
1 株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	1.52	0.71	1.89
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	40.5	39.1	44.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、当第 1 四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第58期第 1 四半期連結累計期間及び第58期連結会計年度に代えて、第58期第 1 四半期累計期間及び第58期事業年度について記載しております。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、第58期第 1 四半期累計期間は 1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、第59期第 1 四半期連結累計期間、第58期は潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、当第1四半期連結累計期間において、株式会社イーアイティーを簡易株式交換により完全子会社とし、当社グループ（当社及び当社の関係会社）を構築いたしました。これに伴い「デバイス関連」及び「タッチパネル関連」に加えて新たに「システム開発関連」並びに環境エレクトロニクス事業を柱にした、その他の事業活動を展開しております。

この結果、平成26年6月30日現在の当社グループは、当社及び子会社1社により構成されることになりました。
なお、事業区分は、セグメントと同一の区分であります。

デバイス関連

当社において、主に各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等を行っております。

タッチパネル関連

当社及び株式会社イーアイティーにおいて、主にタッチパネル製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等を行っております。

システム開発関連

株式会社イーアイティーにおいて、主に情報システム開発及び技術者の派遣を行っております。

その他

当社において、主に環境エレクトロニクス（ECO）事業として、太陽光発電事業（売電を含む。）、LED、無電極ランプ、電解水生成器販売を行っております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、株式会社イーアイティーの連結子会社化により新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

優秀な人材の確保、育成等

システム開発関連事業では、主に情報処理システム開発及び技術者の派遣を主な事業としております。当事業では、顧客のニーズに即した情報処理システム能力を備えた優秀な人材の確保及び高度なサービスを提供でき得る人材の育成が必要不可欠であります。しかしながら、急激な市場環境の変化や雇用情勢の悪化に伴い、必要な人材の確保等が叶わない場合や人材の流出が生じた場合、減収あるいは新たな費用の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制

システム開発関連事業で営んでいる技術者の派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けて行っている事業であります。「労働者派遣法」においては、労働者派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が欠格事由（労働者派遣法第6条）及び当該許可の取消事由（同 第14条）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

現時点において、当社グループにおいては、上記に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当社グループ各社並びにその役職員が上記に抵触した場合、当社グループの主要な事業活動に支障を来すことが予想され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表上の投資消去差額（のれん）

当社は、平成26年4月8日付で、株式会社イーアイティーとの株式交換を実施し、連結子会社化したことに伴い、新たに「のれん」を計上しております。

当第1四半期連結会計期間末の連結貸借対照表における「のれん」の金額は、52,793千円であり、5年間で均等償却する方針です。のれんは、他の固定資産と同様に減損会計の対象であり、経営環境や事業の著しい変化等により株式会社イーアイティーの収益性が低下した場合には、のれんの減損損失発生により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年2月26日開催の当社取締役会において、平成26年4月8日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、株式会社イーアイティーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両者間で締結した株式交換契約に基づき、本株式交換を平成26年4月8日に実施いたしました。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換に該当するため、株式交換完全親会社である当社においては株主総会の承認を要しません。また、株式会社イーアイティーにおいては平成26年3月27日開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を受けております。

株式会社イーアイティーの子会社化につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社は当第1四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期及び前事業年度末との対比は行っていません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成26年4月に実施された消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が懸念されましたが、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和策などにより、企業収益や個人消費の大幅な落ち込みは見られず、景気は回復基調を維持しております。一方で世界経済については明るい兆しが出てきているものの、新興国経済の先行き不透明感など楽観視できない状況にあります。当社の主要取引先であります電子機器メーカーにおきましても、国際競争の激化など依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーとの株式交換を実施し、同社を完全子会社としており、システム開発関連事業を当社グループに取り込んだうえ、タッチパネル関連事業で新たな商材にて大型タッチパネル市場への参入をしております。

以上の結果、当社の当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高602百万円、営業損失12百万円、経常損失14百万円、四半期純損失15百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・ デバイス関連

前事業年度において、オートモーティブ関連企業へオートハンドラ（自動プログラミングシステム）の売上が拡大でき、当第1四半期連結累計期間は、その関連製品（新規デバイス対応）の売上が微増ではありますが効果が出始めております。また、今期も継続して設備機器メーカー関連等にオートハンドラの売上が堅調に推移してきており、海外展開も効果が表れてきております。書込みサービスでは、スマートメーター関連の売上が倍増しております。

これらの結果、当セグメントの売上高は140百万円、セグメント利益（営業利益）は28百万円となりました。

・ タッチパネル関連

当セグメント製品のうち、タッチパネル分野においては、ATM用中型タッチパネルの売上及び自動販売機向けの小型タッチパネルの売上がほぼ計画通りに推移し、大手ディスプレイメーカー向けの大型タッチパネルの売上が計画を大幅に上回る結果となりました。また、デジタルサイネージ分野においては、屋外向けデジタルサイネージシステムが売上を牽引し、ほぼ予定通りの売上を上げる結果となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は296百万円、セグメント利益（営業利益）は9百万円となりました。

・ システム開発関連

当第1四半期連結累計期間より、株式会社イーアイティーを連結の範囲に加え、新たにシステム開発関連事業を営んでおります。当セグメントは、情報処理システム開発及び技術者の派遣を主な事業としております。当事業では、金融機関のシステム導入などの大型案件による景況感の改善で受注高は安定的に推移しているものの、業界内での技術者不足の影響でパートナー技術者の獲得が進まず、技術者が微減となる中で、売上及び営業利益は伸び悩む結果となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は165百万円となりました。セグメント利益（営業利益）につきましては5百万円の損失となりました。

・ その他事業

当社は、新たな育成事業として環境エレクトロニクス（ECO）事業の立ち上げを推進しているところです。太陽光発電事業（売電を含む。）への取り組みの他、LED、無電極ランプ、電解水生成器販売など新たな商流づくりを行っております。

これらの結果、当セグメントの売上高は0.6百万円、セグメント利益（営業利益）は0.6百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、1,327百万円となりました。主な内訳は、受取手形及び売掛金637百万円、現金及び預金371百万円
であります。

固定資産は、968百万円となりました。主な内訳は、土地635百万円、有形固定資産その他142百万円、投資その
他の資産108百万円であります。

この結果、総資産は2,296百万円となりました。

(負債)

流動負債は、1,068百万円となりました。主な内訳は、短期借入金605百万円、支払手形及び買掛金262百万円
であります。

固定負債は、294百万円となりました。主な内訳は、再評価に係る繰延税金負債109百万円であります。

この結果、負債合計は1,363百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間の純資産は、933百万円となりました。主な内訳は、資本金1,440百万円、資本剰余金
312百万円、利益剰余金 772百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題は
ありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は5百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、子会社が増加したことに伴い、タッチパネル関連及びシステム開発開
連の従業員は、それぞれ8人及び101人増加しております。

なお、従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループ
への出向者を含む就業人員数であります。

提出会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著
しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	88,000,000
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,111,192	22,111,192	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株であります。
計	22,111,192	22,111,192		

(注) 提出日現在発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年2月26日
新株予約権の数(個)	8,716 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,656,040 (注) 1 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	76 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成27年4月8日～平成30年4月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 95.89 資本組入額 47.945 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は、190株であります。

2. (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,656,040株とします。但し、下記第(2)号及至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。

(2) 当社が下記(注)3の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されます。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は下記(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記(注)3第(2)号及び(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- 3.(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。
4. 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、新株予約権の行使により発行される株式の数で除した額とします。また、資本組入額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
5. 本新株予約権は、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を得ることなく簡易株式交換を行ったことにより発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく、平成26年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行しております。
6. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式の発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式の発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできません。
- (2) 本新株予約権者は、その保有する本新株予約権の数に割当株式数を乗じて得られる数が当社の単元株式数以上である場合は、行使によって交付される株式の数が当社の単元株式数の整数倍となるように本新株予約権を行使しなければならないものとします。
- (3) 本新株予約権者は、以下に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとします。
本新株予約権者が当社又は当社の子会社の使用人(執行役員を含む。)である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
本新株予約権者が当社又は当社の子会社の監査役である場合において、会社法第335条第1項で準用される同法第331条第1項3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
7. (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個あたり3,737円の価額で取得することができます。
- (2) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社の株主総会で承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個あたり3,737円の価額で取得することができます。
- (3) 本新株予約権者が、上記(注)6(3)の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月8日(注)	1,656,040	22,111,192		1,440,776	115,922	312,268

(注) 簡易株式交換の実施に伴う新株の発行による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式20,425,000	20,425	
単元未満株式	普通株式 22,152		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	20,455,152		
総株主の議決権		20,425	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権数1個が含まれております。
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式837株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ミナトエレクトロニクス 株式会社	神奈川県横浜市都筑区 南山田町4105番地	8,000		8,000	0.04
計		8,000		8,000	0.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第58期事業年度 監査法人A & Aパートナーズ

第59期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 三優監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成26年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	371,348
受取手形及び売掛金	637,963
商品及び製品	100,619
仕掛品	86,110
原材料及び貯蔵品	91,834
その他	39,865
貸倒引当金	10
流動資産合計	1,327,732
固定資産	
有形固定資産	
土地	635,450
その他	1,304,616
減価償却累計額	1,162,414
有形固定資産合計	777,651
無形固定資産	
のれん	52,793
その他	29,770
無形固定資産合計	82,564
投資その他の資産	
その他	153,551
貸倒引当金	44,904
投資その他の資産合計	108,647
固定資産合計	968,863
資産合計	2,296,596
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	262,977
短期借入金	605,201
1年内返済予定の長期借入金	60,870
未払法人税等	3,100
賞与引当金	6,134
製品保証引当金	1,000
その他	129,545
流動負債合計	1,068,828
固定負債	
長期借入金	68,448
役員退職慰労引当金	15,590
退職給付に係る負債	82,026
その他	128,659
固定負債合計	294,723
負債合計	1,363,552

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成26年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,440,776
資本剰余金	312,268
利益剰余金	772,831
自己株式	914
株主資本合計	979,298
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	8,032
土地再評価差額金	89,339
その他の包括利益累計額合計	81,306
新株予約権	35,052
純資産合計	933,043
負債純資産合計	2,296,596

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	602,034
売上原価	420,554
売上総利益	181,480
販売費及び一般管理費	193,746
営業損失()	12,266
営業外収益	
受取賃貸料	2,880
その他	986
営業外収益合計	3,867
営業外費用	
支払利息	5,281
その他	717
営業外費用合計	5,998
経常損失()	14,397
税金等調整前四半期純損失()	14,397
法人税、住民税及び事業税	1,342
法人税等合計	1,342
少数株主損益調整前四半期純損失()	15,739
四半期純損失()	15,739

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	15,739
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	637
その他の包括利益合計	637
四半期包括利益	15,101
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	15,101
少数株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに連結子会社となった株式会社イーアイティーを連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形割引高	17,582千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	8,485千円
のれんの償却額	2,778

(株主資本等関係)

株主資本の著しい変動

当社は、平成26年4月8日付で、株式会社イーアイティーと簡易株式交換を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本剰余金が115,922千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が312,268千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	デバイス 関連	タッチパネ ル関連	システム 開発関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	140,198	296,136	165,046	601,381	652	602,034		602,034
セグメント間の内部 売上高又は振替高								
計	140,198	296,136	165,046	601,381	652	602,034		602,034
セグメント利益又は 損失()	28,206	9,884	5,440	32,650	648	33,299	45,565	12,266

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境エレクトロニクス事業を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失の調整額45,565千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとののれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結会計期間において、株式会社イーアイティーを子会社としたことに伴うのれんの増加額は、55,572千円であります。当第1四半期連結累計期間の償却額は2,778千円であり、各報告セグメントに配分していない全社費用としております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社イーアイティー

事業の内容 情報処理システム開発及び技術者の派遣・ニューメディアに関するシステム開発及び販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等(デバイス関連)や、タッチパネル製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等(タッチパネル関連)を主たる事業としております。デバイス関連製品は電機・電子業界の顧客が多く、同業界における主要顧客の業績不調の影響を受け、ここ数年収益力が低下してまいりました。

当社は、こうした状況を打開するため、最も大きな目的を「新たな収益源としての新規事業の開拓と育成」と設定し、「環境エレクトロニクス分野の新規事業」及び「既存事業の強化」に資するという観点で新規事業の検討を進めるなかで、平成25年6月、当社と株式会社イーアイティー(以下、「EIT」といいます。)とのミーティングで協業関係を築くことができるのではないかと話題がかわされました。

EITは、情報処理システム関連事業においては100人規模のシステムエンジニアを抱え、金融、商社、情報・通信、鉄道系列の大手SI会社、大手パッケージベンダーを主要顧客としてシステム開発を行うなど収益力のある事業として展開しており、当該事業においては定常的な収益を安定的に計上しております。一方、タッチパネル事業では過去に電子黒板向け大型パネルが、台数ベースで市場の約4割に迫るシェアを記録したこともあるものの、前期(平成26年3月期)は大手顧客の業績不振や文教予算の減少等による電子黒板向け大型OEM製品の販売終息などにより、損益面では不本意な成績となっておりますが、当期(平成27年3月期)以降の計画では、新分野への展開を含め、ある程度の収益の改善が見込める案件が継続できる状況にあります。

このたび、当社がEITを本株式交換により完全子会社化することにより、「新たな収益源としての新規事業」として情報処理システム関連事業の着実な収益力を当社グループに取り込んだうえ、タッチパネル分野で当社がこれまで商材を持っていなかった100インチ以上の大型タッチパネル市場への参入が可能になり、その他のサイズでも様々な方式による品ぞろえが豊富になるなどの「既存事業の強化」が見込めるなど、当社とEITとがそれぞれの得意分野を活かして当社グループとして事業を進めることにより、収益力の高い企業グループになることが可能になるものと判断したことから、本株式交換を実施いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年4月1日（みなし取得日）
 平成26年4月8日（効力発生日）

(4) 企業結合の法的形式

株式交換日現在のEITの株主名簿に記録の株主に対し、当社は新たに発行する普通株式1,656,040株及び第2回新株予約権8,716個（当該新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式190株）を割当交付いたしました。

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換によりEITの議決権の100%を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績

平成26年4月1日から平成26年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社普通株式の時価	115,922千円
	企業結合日に交付した新株予約権の時価	32,938千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	3,725千円
取得原価		152,586千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

会社名	ミナトエレクトロニクス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社イーアイティー (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	当社普通株式190株 当社第2回新株予約権1個 (新株予約権の目的となる普通株式190株)	EIT普通株式1株
株式交換により発行する新株式及び新株予約権の総数	普通株式：1,656,040株 第2回新株予約権：8,716個	

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式及び新株予約権の数の算定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社及びEITから独立した第三者機関である株式会社信誠法務会計（以下、「信誠法務会計」といいます。）に対して、EITの株式価値の算定を依頼しました。

信誠法務会計は、EITは非上場会社であることから、その株式価値の算定において、修正簿価純資産法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用しました。

当社は、信誠法務会計によるEITの株式価値の算定結果を参考に、EITの企業価値を140,000千円～150,000千円と評価した上で、EITの経営陣及び主要株主との間で、当初は当社の株式のみを本株式交換の対価とすることを前提に協議を行いました。しかし、EITの株式価値について速やかに合意に至らなかったため、当社は、EITの株式価値は当社の上記の評価に基づくこととする一方、当社の株式に加えて、第2回新株予約権を交付するという内容を提案したところ、両当事者は、その後の協議を経て、本株式交換による割当の内容を上記のとおり決定いたしました。この合意した割当の内容によると、EITの株主は、本株式交換後、当社とEITとの統合によるシナジーの発揮に伴い当社の業績が実際に向上した場合には、新株予約権を行使することで既存株主同様に株式価値向上による利益を得ることができ、他方、当社も当社株式のみを対価とする場合に比べて株式交換時における当社株式の発行数を抑制して株式交換を行うことが可能となります。その他、当社にとっては新株予約権が行使されることによって新株予約権者から資金が払い込まれ、財務基盤の充実につながります。

なお、かかる協議に際して、当社及びEITの経営陣及び主要株主は、当社の株式価値について、決議日の前営業日の当社株の終値73円を基準にしつつも、この1か月間の価格変動が大きいことから、当社株式の長期の株価変動を考慮に入れるため、東京証券取引所における6カ月間の終値平均66円と、決議日の直前営業日の終値73円の間点69円としました。

また、当社は、信誠法務会計に対し、第2回新株予約権の価値算定を依頼しました。具体的には、本件にかかる当社株式価値とした69円の10%高となる76円を権利行使価格とし、行使期間（発行日翌日より1年後から3年間）、ボラティリティ（51.6%：平成23年8月20日から平成26年2月19日までの2.5年間の株価から算出）、リスクフリーレート0.097%、配当率0%を前提に、ブラックショールズ・モデルにより算定したところ、1個当たり約3,737円（1株当たり約19.67円）と算出されたため、この価額を参考としました。

(3) 交付した株式数

本株式交換において当社が発行する普通株式は1,656,040株、同じく第2回新株予約権は8,716個（その目的となる株式数は1,656,040株。）。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

55,572千円

(2) 発生原因

主として株式会社イーアイティーの情報処理システム関連事業における定常的な収益を安定的に計上している収益力と、タッチパネル事業における新分野への展開を含む既存事業の強化、及び管理部門の効率化によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	0円71銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	15,739
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	15,739
普通株式の期中平均株式数(株)	22,102,355

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成26年 6 月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役並びに従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。この委任に基づき、平成26年 7 月23日に当社取締役会において、募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議し、平成26年 8 月11日に対象者に割り当てられました。

決議年月日	平成26年 7 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）8 名、監査役並びに従業員147名。
新株予約権の数(個)	1,755 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,755,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権 1 個当たり72,000 (1 株当たり72) (注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年 7 月24日～平成36年 7 月23日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、若しくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1,000株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の内、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(注)1に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使時の行使価額

交付される各新株予約権の行使時の行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定めた行使価額を調整して得られる再編払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

ミナトエレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 亘 人 印

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年7月23日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議し平成26年8月11日に対象者に割り当てられている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。